

◇64歳からだ！年金支給は 要注意！誕生日

昭和34年4月2日～

昭和36年4月1日生まれの人

64歳

65歳満額支給

別個の給付

本来支給の厚生年金

老齢基礎年金

昭和36年4月2日以降に生まれた人

65歳

本来支給の厚生年金

老齢基礎年金

昭和34年4月2日以降に誕生した者は、64歳の誕生日の次の月より「別個の給付」＝給料比例部分が年金として支給される。ただし、アルバイトで勤めている間は支給が停止される。

65歳からは、本来支給の厚生年金と老齢基礎年金及び新職域年金が支給される。

別個の給付=給料比例部分

別個の給付は、特別支給の厚生年金のうち、経過措置で給料比例当部分と「職域年金」相当部分の合計額が支給される。

加給年金

65歳未満の配偶者や18歳以下の子どもがいる場合には、満額支給の際、加給年金も合わせて支給される。(2019年4月現在) (いずれも得制限あり)

配偶者	390,100円
子 2人まで	各 224,500円
子 3人目以降	各 74,800円

(配偶者には165,600円の特別加給金を含んでいる)

給付額は……38年勤務の場合

- 別個の給付 年額約180万円
月、約15万円(職域年金含む)
- 満額の給付 年額約260万円
月約21万円(職域年金含む)

年々低下の傾向にある。

遺族年金の実例

厚生年金月額21.4万円を支給されていた夫が死亡した場合。

一人暮らしの妻には、妻自身の5.2万円の国民年金に12.1万円の遺族年金がプラスされ、月17.3万が支給されるようになった。

基礎年金等の繰上げ支給=60歳で30%減額

65歳から支給される老齢基礎年金(＝国民年金)、別個の給付等を60歳に達した時から、早めに受給できる制度(所得制限あり)。請求月から65歳到達の前月までの月数×0.005が減額される。減額された支給額が生涯続く。繰り下げ支給は、月数×0.007が増額。

70歳まで繰り下げた場合、年金額は42%増え、

82歳を超えれば得する計算だ。人の寿命は予測しがたく、個々の事情は複雑多様でもあり、一概にどちらが有利か言い難い。

基礎年金の満額支給は……40年加入の場合

2019年度は780,096円(月65,008円)

現役入学の4大卒60歳退職の場合、加入期間は38年となり満額支給にならない。満額支給のためには、退職後任意加入し、2年間分の掛け金を納入する必要がある。長い目でみるとそうした方が有利である。

非常に有利な付加年金制度にも留意する必要あり!

■加入期間38年の場合、

年741,091円、月61,757円

※P44 F国民年金への任意加入等を参照

再就職と年金

再就職の場合、官民を問わず以下の式で支給金額の一部が停止される。P45も参照

(総報酬月額相当額+基本月額(1ヶ月分の年金額)－28万円×1/2) ⇒1ヶ月の年金停止額
総報酬月額相当額

＝(標準報酬月額+年間ボーナス)÷12

※65歳以降は28万円が47万円となる。